

パートナーカード 年会費のご案内

本人会員・家族会員ともに永年無料

2025 年 12 月 9 日改定

パートナーカード会員特約(名古屋市)

第 1 条(カードの名称)

本カードは、官公庁または団体もしくは法人(以下「導入法人」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。)が、パートナーカードの取扱いに関し、合意または契約を締結し発行するもので、カード名称は「パートナーカード」と称します。なお、本カードの機能は、カード会社が発行している「プレミオ」の機能に準じるものとします。

第 2 条(会員)

導入法人が選定する役職員で当社が定める個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)および本特約の内容を承認のうえ入会の申込みをした方で、当社が入会を承認した本人会員または家族会員を、パートナーカード会員(以下「会員」といいます。)とします。

第 3 条(カードの年会費)

本カードの年会費は、本人会員・家族会員ともに永年無料とします。

第 4 条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、本特約による会員資格を喪失するものとします。

- 1 会員が導入法人を退職した場合。
- 2 導入法人と当社との本カードの取扱いに関する合意または契約が解除された場合。

第 5 条(適用除外)

本カードはグローバルポイントは適用されないものとします。

第 6 条(適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。